

特別養護老人ホーム寿山荘那須
入居料金表 (1ヵ月あたり)

令和6年8月改正料金

	介護費	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	褥瘡 マネジメント 加算 (II)	夜勤職員 配置加算 (II)	サービス提供 体制強化加算 (I)	栄養 マネジメント 強化加算	介護職員等処遇改善加算 I	居住費	食費	自己負担合計
要介護1	20,100円	180円	390円	13円	810円	660円	330円	3,148円	61,980円	56,100円	143,711円
要介護2	22,200円							3,442円			146,105円
要介護3	24,450円							3,757円			148,670円
要介護4	26,580円							4,055円			151,098円
要介護5	28,650円							4,345円			153,458円

※一定以上の所得のある方については、サービス利用時の負担割合が2割または3割になります。

※上記料金の他に、医療費・薬剤一部負担金の料金が必要となります。

○加算利用料

- ・褥瘡マネジメント加算 (I) 3単位/月 (褥瘡ケア計画書を作成し、それに従って管理記録を残すことや定期的な計画の見直しを行うことでその後の褥瘡の発生状況に応じて加算 (II) の13単位が加算 (I) の3単位のどちらかが算定されます。表は最大の13単位を算定した料金となっています。)
- ・看護体制加算 (I) (II) 施設の入居定員や看護職員の配置状況によって算定される加算で同時算定が可能となっています。(※看護師の配置状況により看護体制加算が算定されない月があります。)

○その他の加算

- ・初期加算 (入所日、または長期入院からの退院日から30日まで) 30単位/日
- ・療養食加算 (療養食を提供する場合) 6単位/1食につき
- ・外泊時費用加算 246単位/日
- ・科学的介護推進体制加算 (II) 50単位/月

○その他の加算や実費のサービス

- ・理髪サービス 1回あたり 実費
- ・被写物の交付 1枚につき 10円
- ・金銭管理費 1日あたり 50円
- ・買物代行 1回あたり 50円 (2,000円を超えた場合は100円)

※減額申請について

ご本人の合計所得額と課税年金所得合計により「居住費」「食費」が減額される可能性があります。保険者 (各市町村) に減額申請のお手続きをお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎0287-71-1707 